

岩手県告示第158号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第54条第3項の規定により、東海林隆三に対し、東海丸（漁船登録番号IT 3-45749）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成29年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成29年3月27日(月) 午後2時から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階 第1会議室